

人間の尊厳と人間関係

Human dignity and human relation

上原 英正

Eisho Uehara

目次

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| I. はじめに | VI. 尊厳を保持せしめる実践論的理
念 |
| II. 「尊厳」なる語の法体系における
用例 | VII. 他者と他者性の保持 |
| III. 人間の尊厳と人格 | VIII. 重い障害や疾病を有する人々の
存在意義 |
| IV. 人間の尊厳と人権 | IX. 虐待、加害の意識と行動 |
| V. 人格・人権の概念と人間の尊厳
の保持 | X. おわりに |

I. はじめに

平成20年（2008年）3月、介護福祉士法施行令の一部改正を改正する政令と、それともなう省令が、厚労省社会・援護局長から関係行政機関に通知された。それにより、関係学校でのカリキュラムに「人間の尊厳と自立」なる授業科目が必修とされた。また介護領域の授業科目の「ねらい」に「尊厳の保持」が明記された。

しかし、「尊厳」ないし「人間の尊厳」という名辞（term Terminus）の概念（concept Begriff）は不明確であり、その使用上において、しばしば内包（intension Inhalt）と外延（extension Umfang）の齟齬がみられる。

II. 「尊厳」なる語の法体系における用例

まず、わが国の法体系における「尊厳」なる語について例示してみる。

〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕……②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。（日本国憲法第24条 1946年）

本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ（民法第一条の二 1947年追加条文）

……この法律は、加齢によって生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、

入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、……(介護保険法 1997年 下線部分は2005年の改正により挿入された)以上の「法(律)」を瞥見してみると、尊厳は行為者相互の関係が前提とされて制定されている。つまり、憲法では、婚姻、財産、居住権利を規定する法律の基底とされ、民法では、これを立法の基本理念としている。また、介護保険法では、介護、看護者の被介護者・被看護者に対する対応として規定されている。

わが国の法体系では、普遍的な「人間」の「尊厳」をドイツの所謂「ボン憲法」のように端的に規定してはいない。

Art.1.[Schutz dere Menschenwürde](1)Die Würde des Menschen ist unantastabar.

Sie zu achten und zu schützen ist Verpflichten aller staatlichen Gewalt.

(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland 23.Mai.1949) (1)

第1章 [人間の尊厳の擁護] (1) 人間の尊厳は不可侵である。人間の尊厳を尊重し、また擁護することはすべての国家権力の義務である。

「ドイツ連邦共和国基本法(ボン憲法)1949年5月23日成立」である。東西ドイツ統一後もこの基本法が適応されている。「Menschenwürde、Würde des Menschen」なるドイツ語は、私の知る限り、「人間の尊厳」と和訳されている。この言葉が憲法上で使用されたのは「ボン憲法」が初めてといわれている。

「die Würde」が「尊厳」と訳されるが、どのような経緯で、このような訳語が使用されたのか明確ではない。中国の古典では、『荀子』、司馬相の『封禪文』、『後漢書』、『孔子家語』に記載されているが、「たっとくおごそか」の意味とされている。(2)

小論では、「尊厳」の語は独語「Würde」、英語「dignity」と同義として考察を進めていく。「人間の尊厳」、「個人の尊厳」、「尊厳の保持」の概念を明確にしていくためには、まず「人格」と「人権」の概念を明確にし、「尊厳」が人格、人権とどのようにかかわって理解されるべきかの考察を進めなければならない。

III. 人間の尊厳と人格

「尊厳」が保持されるためには、対象者の「人格」、「人権」が保護・尊重されなければならない。「人格」を論じるには論じつくされた観があるが、カント (Immanuel Kant 1724~1804) の思想を原点とすることが妥当であろう。

Der Mensch und überhaupt jedes vernünftige Wesen existiert als Zweck an sich selbst, nicht bloß als Mittel zum beliebigen Gebrauche für diesen oder jensen Willen, sondern muß in allen seinen sowohl auf sich selbst als auch auf andere vernünftige Wesen gerichteten Handlungen jederzeit zugleich als Zweck betracht

etwerden. (3)

「人間およびいかなる理性的存在者も、目的自体として存在する。すなわち、あれやこれやの意志が任意に使用できるような単なる手段としてではなく、自己自身および他の理性的存在者に」対してなされる行為において、何時、如何なる場合にも同時に目的とみなされなければならない。」

Handle so, daß du die Menschheit, sowohl in deiner Person als in der Person eines jeden anderen, jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloß als Mittel beachtest. (4)

「汝自身の人格ならびに他のすべての人の人格に存在するところの人間性、何時でもまた如何なる場合でも同時に目的として取り扱い、単なる手段として取り扱ってはならない」

カントは「理性的存在(das vernünftige Wesen)」としての「人間 (der Menschen)」は目的自体 (der Zweck an sich selbst) であるとし、如何なる者も (神といえども) 人間を「手段 (das Mittel)」として取り扱ってはならないとする。そして、人間は道徳法則の主体であり、人格性の具有者としての人間は神聖 (heilig) な主体であるとする。(5)

つまり、カントのいう「尊厳」は人格の内なる「人間性 (die Menschheit)」に対する尊重の意識・感情である。

カントが「人間の尊厳」の根源を「神」に求めなかったことは注目に値する。カントはキリスト教の伝統の中で、「神の似姿」「神と他の存在物の中間者」として「人間の尊厳」が根拠付けられる傾向性のなかで、「神」を根拠としない「人間の尊厳」の思想的・理論的基礎づけを試みたといえよう。

アメリカ独立宣言にしても「人間の尊厳」と重要ななかかわりをもつ「人権」を「創造主」の付与としている。明治初期の馬場辰猪や植木枝盛は「天賦人権」という用語で人権の根拠を論じている。これは、キリスト教の「創造主 (神)」と儒教の「天」を融合して使用した用語であると考えられる。しかし、人間の尊厳の根拠を、神・天等の人間の外なる超越的權威を求めず、人格の理性的能力を求めたことは重要な意味を有する。

カントの「人格」論について、それを人間関係のなかで身近な問題として咀嚼していきたい。人間が人格性 (Persönlichkeit) の主体であり、「手段 (物)」として取り扱われることを徹底的に拒否する。つまり「物 (die Sache)」は「所有」「利用」「(一方的) 支配」の象であり、「道具」にされる。「物にする」という卑俗な表現があるが、「言い得て妙」とすべき言辞である。「物」は代替が可能である。しかし人格は、代替がきかない唯一無比の固有・個別の存在である。つまり、マルクスの指摘する人間関係の「物象化」の拒否とも云うことができよう。

カントの「人間の尊厳」は「理性的存在」としての人間に対して論じられた。この思惟はある一定の人々を「理性的存在」から除外する結果となり得る危険性を孕んでいる。その顕著な例がナチスの「知的・精神的」障 (碍) 害 (児) 者安楽死作戦である。

1920年、障害者の抹殺を主張する著作、ヴィンディング／ホッへの共著『価値なき生命の抹殺に関する規制の解除』(6) が刊行された。ヴィンディングは法学者でライプツィヒ大学教授

であり、ホッヘは精神医学者であり、フライブルグ大学教授であった。著書は知的・精神的に欠陥のある人々を「精神的死者」「お荷物」として「生きる価値なき存在」とした。このような思惟論理がやがてナチスによる「障害者安楽死作戦」が始まり、この書はナチの障害者安楽死作戦に論理的根拠を提供したと言える。

これは「理性的人間」の思惟が、極端に歪曲された帰結である。しかし「理性的存在」を人格、尊厳の根拠とする思惟は、現在深刻な課題となっている。重度の知的障害者、重度の認知症の高齢者から、胎児、植物状態の患者等の人々の「人間の尊厳」の根拠をどこに求めるかは、なお、未解決である。

現在、「人間の尊厳」と「理性的存在としての人間」の関連について、厳しく問われなければならない。とくに、介護保険法の改正で唐突として挿入された「尊厳の保持」を明確にするにはこの問題を避けることはできない。

IV. 人間の尊厳と人権

人間の諸権利は「人間の権利 (human right) →市民の権利・自由権 (civil right/civil liberty) →参政権 (political right) →社会権 (social right)」として発展してきた。見方を変えれば、普遍的「人」としての権利 (第一世代の権利)、市民としての「人」の権利 (第二世代の権利)、自己保全要請の権利 (第三世代の権利) と整理できるであろう。

ここに、第四世代の権利として、個人的・実存的「人」としての権利を考えてみたい。それは、個的人格権、愚行権、自死権等々であり、究極の「自己決定権」である。

愚行権とは、他者に危害をくわえず、公共の福祉を否定しない限り、その選択が当事者にとって不利益や愚かしいことになることが明らかであっても、自己決定の権利を有するとする思惟である。自死権も拡大解釈すれば愚行権であろう。

「公共の福祉」の概念を明記した憲法は、ヴァイマル憲法とされる。

Art.151……Gesetzlicher Zwang ist nur zulässig zur Verwirklichung bedrohter Rechte oder im Dienst überragender Forderung des Gemeinwohls.

Art.153……Eigentum verpflichtet.Sein Gebrauch soll zugleich Dienst sein für das gemeine Beste.

「151 条……法律上の強制は、危機に瀕した権利の回復実現と公共の福祉の重大な要求に寄与する限界内において許容される。153 条……所有 (権) は義務をともなう。その行使は公共の至高 (福祉/福利) に寄与すべきである。」

このような原則に拠るかぎり、安楽死を選ぶ権利は「愚行権」として認められる領域が拡大されていくと考えられる。確かに、通常の生活の中での自死権は容認されないとの思考が一般的であろう。しかし、終末期の患者の特別な危機的状況においては、これが容認されるべきであるとする思考が市民意識のなかで拡大していることも事実である。

「自己決定権」は「人間の尊厳」と関連してまず論じられた。いわゆる、ただ生命の維持のためのために、いわゆるスパゲッティ状態で病床にくくりつけられている状況が「人間の尊厳」が保持されているのかという平凡な疑問と安楽死が社会的な課題となった。

安楽死は「消極的・間接的安楽死」（苦痛の除去・緩和以外の医療行為、つまり薬剤の投与や医療機器の使用を停止して、結果的に死期を早める医学的処置）と「積極的・直接的安楽死」（致命的な薬物、つまり必ず死にいたることが確実な薬物の投与により、死の時期を急速に早める医学的処置）にわけられて論じられている。

このような状況のなかで「日本安楽死協会」が1976年に発足した。そして、1983年には「日本尊厳死協会」と改称された。これによって「尊厳」という語が一人歩きしている状況が生じた。これについて当時の日本尊厳死協会理事長の沖種郎は「私たちはこのように消極的安楽死ラインを超えないところをハッキリさせるために、尊厳死協会と名称を変えた」（7）と主張する。しかし「尊厳死」という曖昧な概念は、むしろ積極的安楽死と消極的安楽死の境界ラインが不明確になる危険性を含んでいる。さらに「尊厳なる死」とは「いかなる死」なのか、倫理的にも、法学的にも、医学的にも学的に認知された基準が欠如している。言葉に惑わされることなく、この境界ラインを、倫理的、法的、医療的な見地から見極めていくことが、焦眉の急であろう。

いわゆる「第四世代の権利」が十分に論議され、一定の見解が不透明な現状であるにもかかわらず、この権利と密接に関連する「人間の尊厳」が唐突に叫ばれ、玉虫色の曖昧な概念のままに、宣伝されている。これは、現実を糊塗する方策とされたり、また介護、看護の現場で介護者、看護者を糾弾する口実にもなりかねない。

V. 人格・人権の概念と人間の尊厳の保持

人格は受動的な概念である。主体としての「個」は「もの」として取り扱われず、それ自体目的存在として対応される。他者から畏敬をもって接せられる存在である。つまり、主体の存在性、固有性、実存性、倫理性が核心となる。

人権は能動的な概念である。人権は「個または集団」がその能力と意志に基づいて、他在の「個または集団および機構・組織」に対する要求・行動であり、他在の「諸力」によるその是認および保護である。

個人が人格として対応され、その人権が保証されることは、「尊厳の保持」の必須条件である。しかし、人間としての「尊厳」の保持はこれだけで、十全といえるのであろうか。もし、それで十全であるとするなら、いまさら「尊厳」なる概念を持ち出す必然性は無いといえる。「人格」、「人権」の課題としてだけでは包含しきれない課題として「尊厳」を検証していかなければならない。「人格」、「人権」が主として価値論、意味論として探求されるのに対して「尊厳」は関係論で探求すべきである。

人は他者に対して相互にいかなる地平に立つのか、いかなる地平に立ち、立つべきと自覚するのが問われなければならない。前述の憲法の「個人の尊厳」、介護保険法の「尊厳を保持し」にしても、「婚姻、相続」等や、「被介護者・被看護者と介護者・看護者」との関係で規定されている。「人格」、「人権」が実体論が基底となって構築されるのに対し、「尊厳」はこの思惟を前提にしながらも実践から帰納される理念としての性格を有している。「人格」、「人権」は普遍的、一般的な原則から演繹的に構築される側面が強いが、結果論としては、多く重複する内容であり、その軌道が異なると言える。

VI. 尊厳を保持せしめる実践論的理念

「人格」、「人権」についての西歐的思惟方向は、価値論、意味論的なアプローチが基本となっている。これに対して、東洋的・仏教的思惟方向は、関係論を基本とする。とくに仏教的思惟は「縁起」、「空」が思考論理の基底である。「尊厳」の西歐的思惟に対して、仏教的な関係論は、その補完的位置を持ち得ると考える。

「一定の肯定的な行為」を「為す者」と「為される者」との関係の在り方について、考察の手掛かりとして、阿部志郎の言辞と著書を参考にさせていただきたい。

終戦により軍隊から復員した阿部は、ハンセン病療養所（復生病院）を訪ねる。そこで、阿部は一人の看護婦が患者の包帯交換をしている。そこは、二人のハミングの聖歌が響き、美しい調和に満ちた空間であった。人の子が、王となって人々に告げる「わたしの兄弟であるこの最も小さい者のひとりにしたのは、わたしにしてくれたことなのである」（マタイによる福音書 25・41）との言葉が全く新しい意味をもって阿部の心底に浸透する。この看護婦は後に阿部の人生に大きな影響を与えた井深八重であった。（8）

私は、阿部のこの体験談を拝聴し、また著書を拝読し、仏教者として、その言葉と軌を一にする仏典の教説や伝承についても述べていきたい。

「最も小さい者のひとり」とは、「最も弱く、虐げられた者のひとり、ひとり」と解されるだろう。叡尊（1201~1290）はハンセン病者の救済に尽くしたが「貧窮孤独苦悩の棄民こそ他者に代わって時代の苦悩を背負っている「文殊菩薩」の化身として接すべきであると説き、棄民救済活動は文殊菩薩への供養であると説いた。これは大乘仏教の「菩薩代受苦」の具体的な実践であると言える。

また、仏教では四摂事（シショウジ・布施・愛語・利行・同事摂事）が実践項目として説かれる。ここでは、人間関係における自他の在り方の論理構造を示す「布施」と「同事」の摂事について考察を加えたい。

布施はサンスクリット「ダナー（danâ）」の漢訳であるが、英語のドーナ（donor）と同根のことばである。その基本構造を私なりに整理する。布施には、施する人（主体者）、施を受ける者（対象者）、施する内容（行為や物）という構造を持つ。その在り方は「三輪体空（さんりん

たいくう)」であることが理想とされる。つまり施する者も、施される者も、「こだわり」つまり「特別な意識」が無く、施する・施させる事・物にも「こだわり」つまり「特別な執着」が無い状況を言う。そこには「してやった」という優越感情や「してもらった」という卑下感情、「あれだけのことをした」という誇りの感情が消え、通常の極めて日常的な行為として意識することである。それが「空」の状態と言えるのである。

「同時撰事」は一義的には他者の立場に立って行為することであるが、それは他者の他者性を侵害することなくそれを保持し、同じ地平に立ち、同じ目標にむかって努力することと解せられる。

さらに、仏教では「他者において自己を高める」とする思惟方向が顕著である。つまり福田(ふくでん)」という思想にみられる。それは、行為の対象者から「福」をうけるのであるから、対象者はそれを稔らせた「田」であるとする思想である。三福田・七福田・八福田があげられるが、三福田が始点である。敬田(きょうでん:人は仏や僧という崇拜する対象が存在するゆえに「敬う」という心が成熟する)、恩田(おんでん:親や師や集団等からの導きやありがたさを感じるがゆえに「恩を知る」という心が成熟する)、悲田(ひでん:貧窮や孤独や病や障碍に苦しみ、悲しむ人に接して、「共に苦しみ、共に悲む」心が成熟する)の三つである。これは、どのような形であれ、肯定的に他者に接することによって自己形成が充足していくという思惟方向である。そこに具現する人間関係の在り方は「ノーマライゼーション」や「ボランティア」の理念と軌道を一にすると見えよう。

このような、仏教の理念は「人間の尊厳」を保持する実践の方法論として、多くの示唆を含んでいると考えられる。

Ⅶ. 他者と他者性の保持

論述の前提として、私なりの思惟構造を提示しておきたい。まず、「異・差・同(一)・(平)等」という概念を整理しておかなければならない。人間はそれぞれが「異」なる存在である。その異を一定の価値観をもって捉えるとそれは差になる。また、人間はすべて「同」じではない。それを「はかる」ことがなければ「等」として存在する。

これについて考察を進めるにあたって、重症のダウン症の父親である最首悟(故人)の次の主張を参考にしたい。

私は、人間みな違う、と思うことが一番大事ではないか、と思う。知恵おくれの人たちは、異質の世界をもっている、などと言うと、たちまち強い非難にさらされる。それは、私たちにとっての異質は、排除の対象でしかない。違うということ、イコール差別・排除の対象というところを、もうひとつ突破しなければならない。……………

私たちは、余りにも同質性の追及が強すぎる。それを平等と思ったりする。本当の平等というのは、人々が、お互いにその違いを過不足なく認めることから始まる。しかし、その

違いに価値判断があってはならない。(「毎日新聞」1984.8.29)

「異・差・同(一)・(平)等」の概念を明確に認識し、「(異なる)他者に対応」することが「尊厳を保持する」基本的な人間関係であると考え。人間はすべて異なるがゆえに、対人関係において平等が要請されるのである。

よく「その人らしく」接することによって人間関係が円滑になると言われる。それは、その人の過去との連続性を保持することが「その人らしく」生活する要件のひとつである。かつて、私はスウェーデンの認知症の女性の利用者のグループホームを訪問したことがあった。利用者の個室には、簡易なキッチンセットが設置されていた。ドイツ語の堪能なヘルパーの女性に、「このような設備は必要ないのでは」と質問すると、「彼女らは毎日キッチンに立ってきた。その生活からの連続する意識が大切である」と答え、私が手にしていた独和辞典を指し、「あなたは、妻の名前を忘れても、その辞典を持ち歩くのではないかと思う」と答えた。

高齢者施設で、その過去の経歴を十分に考慮して対応しているであろうか。脳梗塞の後遺症を有し、老健に入所していた父が大声の英語で職員に対する不平を言うのに閉口した経験がある。かつて職人、学者、芸術家等であった利用者を、その前歴を考慮しながら、介護に当たることも、「尊厳の保持」の重要な課題である。

VIII. 重い障害や疾病を有する人々の存在意義

たとえ短い命でも生きる意味があるとすればそれはなんだろう

働けぬ体で一生涯を過ごす人生にも生きる価値があるとすればそれはなんだろう

もしも人間の生きる価値が社会に役立つことで決まるなら

ぼくたちには生きる価値も権利もない

しかしどんな人間にも差別なく生きる資格があるなら

それは何によるのだろうか(9)

筋ジストロフィーを病む14歳の少年、石川正一の詩である。前述の障害者を「無価値」、「精神的死者」、「お荷物」として、安楽死させたナチスの考えと行動に対して、私はその反論を試みたい。

人間の社会では、ある割合で障害や疾病をもって生まれるか、またそれを背負う者が必然的に存在する。その人々が障害や疾病を有するがゆえに、大部分の人々が健常で健康で過ごせると言えるのではないかと考える。仏典で説く「菩薩代受苦」や旧約聖書『イザヤ書』に記述されている「他の人々のとがや不義、苦しみを受ける」人物についてはこの象徴的・比喩的表現であると言える。

医師や弁護士は疾病や事件・紛争がなければ無用の長物である。「有用・無用」、「役に立つ・役に立たない」は関係性・相対性において成りたつものである。障害や疾病を有する人々も、その関係性において意味を有するのである。

障害や疾病は、医学、教育等の発達によってその予防・緩和・治療の知識や技術が発達する。そのような知識や技術は、障害や疾病を有する人々と、医学者、治療者、療育者等との共同の尽力に支えられ発達したのである。誤解を恐れずに言えば、重い障害や重い疾病を持った人々は現在の「人柱」である。

IX. 虐待、加害の意識と行動

「尊厳」を著しく損なうのは、「虐待」である。虐待は加害行為の一種であるのである。ここでは加害行為、虐待、尊厳の侵害の論理的構造について考察していきたい。

加害行為を次のように私なりに分類したい。

(1) 意識的加害：①意図的加害 ②非意図的加害

「意図的加害」とは、はっきりした意志をもった加害行為である。報復を目的とした加害、懲戒の意味を持つ加害行為がこれに該当する。「非意図的加害」とは、その加害行為に対して、倫理的、感情的に痛みや逡巡をもちながら加害行為に走る場合等である。幼児・高齢者虐待、ドメスティックバイオレンスはこれに類するであろう。

(2) 無知の加害：他者の状況に対して知識の欠如からその行為が結果として他者を傷つける場合である。たとえば「うつ病」の患者に強い励ましの言葉はその病状をかえって重くするような場合である。正確な知識の欠如した薬物の投与がかえって症状を重くすることもある。

(3) 無意識の加害：加害意識は全くなく、行った行為が結果として他者を傷つける行為である。教師のなにげない一言が、生徒に終生忘れ難い傷をのこすことも多々報告されている。

(4) 善意の加害：「よかれと思って」為したことが、相手に重大な被害を及ぼす場合である。被害を受けた者も「悪意はなかったので」と、それに対する非難も弱くなる。時には加害者が自己弁護の手段にすることすらある。

以上(2)(3)(4)は虐待には直結しないであろう。しかし、それが「尊厳」を毀損することはありうる。それは、「他者」において自己が活かされ、高められているという現実の認識に基づいて行動する場合に、尊厳の毀損・侵害は縮小する。

仏教では、人間の行為を「身(からだ)・口(ことば)・意(こころ)」の三業(さんごう)として整理する。他者の「尊厳の保持」は、三業の相関的なはたらきによってより可能になる。

X. おわりに

人格や人権は、概念としての内包が明確であり、演繹的にそれを把握し、外延を限定することがかなりの程度可能である。しかし、「尊厳」の保持や毀損は、多くの事例から帰納的にその概念を形成していく課題であろう。「尊厳」の概念は極めて流動的である。

他者にたいする同じ行為(三業)でも、他者により、また他者の状況により「尊厳の保持」

にも「尊厳の毀損」にもなりうる場合が想定できる。

「尊厳の保持」を確実にするためには、他者にたいする自己の意識構造と、他者との関係性のなかでの自己の存在性の検証・批判が必須である。「尊厳の保持」の概念の構築は人格、人権、虐待、加害等についての多岐的な考察が前提である。これに基づいて構築されなければならない。

小論は卑近の人間として、その在り方として問題にされた諸事に触発され、思索してきた稚拙な断想にすぎない。今後、多くの諸事例から帰納される課題を検討して、「人間の尊厳」ないし「尊厳の保持」についての考察を進めていきたい。

注

(1) 「ヴァイマル憲法」「ボン憲法」の引用・参照は次のテキストを使用した。

Die deutschen Verfassungen des 19.und20.Jahrhundert

(Ferdinand Schöningh・Paderborn 1971)

(2) 諸橋徹次著『大漢和辞典』大修館書店(修正版 1984)等参照

(3) Grundlegung zur (Metaphysik der Sitten

(der Philosophischen Bibliothek,Band 41.1962.) S.50.

(4) Ibid, S.52.

(5) Kritik der praktischen Vernunft

(der Philosophischen Bibliothek,Band 41.1962.)

(6) Karl Binding u.Alfred Hoche : Die Freigabe lebensunwerten Leben.Ihr Mass

Und Form, Leipzig, 1920.

(7) 沖種郎『尊厳ある死』二見書房 1991年 282頁

(8) 阿部志郎『福祉の哲学』誠信書房 1997年

(9) 石川正一・石川左門『めぐりあうべき誰かのために』立風書房 32頁

参考文献(論文)

西野基継「人間の尊厳の多義性(一)～(八)」愛知大学法経論集(愛知大学法学会)

(一) 131号 1993.02. (二) 132号 1993.07. (三) 134号 1994.02. (四) 135号 1994.07.

(五) 149号 1999.03. (六) 150号 1999.07. (七) 153号 2000.07. (八) 154号 2000.12.

西野基継「法概念としての人間の尊厳についての予備的考察」同論集 168号 2005.07.

西野基継「人間の尊厳と人間の生命をめぐるドイツの論議(一)～(四・完)」

(一) 173号 2007.02. (二) 175号 2007.12. (三) 176号 2008.03. (四) 177号 2008.08.

備考

カントの「実践理性批判(Kritik der praktischen Vernunft)」の翻訳本で「die Würde」

を波多野精一／宮本和吉訳（岩波文庫 1924年第1刷発行／1959年第31刷改版発行）では、「威厳」（2箇所）「尊厳」（1箇所）と訳されている。波多野精一／宮本和吉／篠田英雄訳（岩波文庫 1979年第1刷発行）では、すべて「尊厳」と訳されている。